

五・一五事件と日本のマスメディア ——新聞を中心に——

岸 野 廣 紀

(玉井研究会四年)

- 一 はじめに
- 二 事件直後に見る新聞の動静
- 三 公判過程に見る新聞の動静
 - (一) 陸軍側公判
 - (二) 海軍側公判
 - (三) 民間側公判
- 四 おわりに

一 はじめに

周知の如く、五・一五事件は、軍部の青年将校が時の首相犬養毅を暗殺した事件である。彼らの狙いは、軍政府樹立を目的とした国内改革の強行、すなわち「昭和維新」と、それに先立つ首相を始め

とした要人の暗殺にあった。結果、軍政府樹立にまでは及ばなかったものの、本事件により政党政治に終止符が打たれ、以降終戦に至るまで、我が国に政党内閣が再生されることはなかった。事件勃発直後、東京日日新聞は、社説の中で、「かりに理論通りの政党内閣が出来ないとしても、これを以て政党内閣制の永久の死滅と見るのは早計である」と述べたが、残念ながらこれは希望でしかなかったといえよう。

当時、いわゆる昭和恐慌により、日本は「未曾有の大不況」下にあった。作物の価格低落は、農村に壊滅的打撃を与え、都市部においても失業者があいついだ。こうした現状に拍車をかけるが如く、新聞は、徹底的に政府の無能さ、その墮落ぶりを追及し、それは、必然的に、国民の間に政権担当者である政党に対する激しい憤りを生んだ。また、その矛先は、当時政界と「癒着」しているとされた

財閥にも向けられた。竹山道雄は、『昭和の精神史』の中で當時をこう振り返っている。

「あのころは、世上に既成体制に対する不満が一杯だった。見るもの聞くものが、政党・財閥・官僚に対するはげしい呪詛だった。私はさる大新聞の寸言欄に、『世界に三つの悪がある。アメリカのキャンケと、シナの軍閥と、日本の政党である』と書いてあったのを覚えている。こうしたことは数かきりかなかった。旧日本は言論が不自由だったと今は信ぜられているが、やがて拘束がはじまるまでの一頃はそれどころではなく、きわめて破壊的だった。くる日もくる日も、辛辣に、手軽に、巧妙に、無責任に、抑捺し罵倒する言葉をきいて、すべての人々の頭にそれがしみ入った。しかもなお、乱闘、汚職、醜悪な暴落……はあきれるほどつづいた。」

かつてないフラストレーションの高まりが見られる中、国民は、『腐敗墮落』した政党政治家ではなく、満州事変以来、その「自信」と「信頼」を高め、「クリーン」な印象を持たれていた軍人に、現状の打破を期待した。

こうした背景は、本事件の裁判にも少なからず影響を与えることとなる。すなわち、新聞や雑誌は、被告として法廷に立った事件首謀者らの、政党、財閥の腐敗を痛撃し世を憂うる陳述を、紙面を大きく割き、連日の如く詳細に報じたのである。本来、罪人であるはずの彼らは、憂国の熱情溢れる「義人」あるいは「英雄」に祭り上げられていた。このことは、本事件に関する既存研究でも種々指摘されている。例えば、保阪正康氏は、一連の法廷の様子を「裁判というより軍部の一大宣伝戦」とし、荒瀬豊氏は、当時の新聞が、

「一挙に熱狂的な軍国主義の雰囲気を出することにみずからすすんで加担した」と指摘している。ラジオの普及率もまだ低かった当時、マスメディアの王座としての地位は依然新聞が占めており、国民への浸透性もかなり高かったと考えられる。したがって、こうした新聞を代表とするマスメディアの扇情的な報道姿勢は、国内に非常な興奮を巻き起こすこととなり、それが裁判の結果にも微妙に影響を及ぼした。すなわち、首相暗殺という大罪にもかかわらず、「寛大な」判決が下されたのである。

また、かかる被告を「義人」視する風潮は、より一層の軍部の台頭を招くに至り、類似の事件、すなわち本事件から四年後の二・二六事件という形で再び世に現れることとなる。こうした関連について、当時の気骨のリベラリストとして有名な桐生悠々は、「だから、言ったではないか、五・一五事件の犯人に対し一部国民が余りに盲目的、雷同的の賛辞を呈すれば、これが模倣を防ぎ能わない」と書き、嘆じた。

以上の如く、本来ならば毅然とした態度でかかる事件を追求しなければならぬところを、むしろ積極的に助長する役割を果たした新聞を中心とするマスメディアの情緒的報道が、政党不信と軍部の台頭を加速させ、五・一五事件を拡大化したといえる。本稿の目的は、かかる新聞の情緒的報道の実態を、当時の主要紙と考えられる『東京朝日新聞』（以下『東朝』）、『東京日日新聞』（以下『東日』）、『読売新聞』（以下『読売』）、『時事新報』（以下『時事』）を通じて考察することにあり。

二 事件直後に見る新聞の動静

事件勃発後、新聞各紙は号外を発行し、かかる衝撃的事件を報じた。これに対し政府は、事件の波紋が広がることを恐れ、事件翌日、すなわち昭和七年五月一六日、全国新聞各社に対し、左記のような新聞記事差止通牒を発した。

——新聞記事差止に関する件 昭和七年五月一六日——
本月一五日犬養首相狙撃其の他不穩事件に關し左記各項は一切之を新聞紙に掲載せざる様管下各社に示達相成度

記

- 一、犯人の身分、氏名等其の素性
- 一、事件が軍部に関係ありとし国軍の基礎に影響あるが如き事項が如き事項

同日、同差止通牒は陸・海軍両省の発表により、一部限定的に解除されるのだが、完全解除に至るのは翌昭和八年五月一七日であり、この間、特に七年六月以降、およそ本事件に関する記事を紙面に見出すことはできない。こうした事件直後の報道規制の中、掲載回数は数えるほどだが、各紙は社説を通じて事件に関する論評を明らかにした。以下、社説を通じて各紙の

事件の受け止め方を考察してみたい。

まず目につくのは、各紙とも本事件を「言語道断実に未曾有の不祥事」、「まことに不祥極まる凶事」等とし、かかる直接行動を正面から否定する態度をとっていることである。また、中には本事件を含む血盟団事件等一連の暗殺事件を「法治国に於て最も悲しむべき兇変の頻発」として、近年の政情不安を嘆じるものも見られた。つまり、直接行動そのものについては、「いかなる目的の下に行はれるにもせよ、暴力を用ひて変革を計らうとすることは許さるべくもなし」という点で各紙とも一致していたのである。こうした直接行動否定の根拠は、「明治天皇ひつ生の御偉業」ともいふべき立憲政治の根本までもが破壊されることがあってはならない、といった国憲を重んじ国法を擁護する概念に基づいていた。

このように直接行動を否定することで足並みをそろえた各紙であるが、当事者である軍部に対する批判となると、各紙とも消極的であり筆を控えている。最も批判的なものでも「軍部が政治的目的を以て策動するが如き誤解を醸すことは皇軍の威信の為に最も取らざる所」とする程度であり、多くは日本の警察力、治安の維持といった点に話題を転換し、間接的に政府軍部の綱紀肅正を訴えるものでしかなかった。これを単に報道規制の影響と見なすか否かは、興味深いところである。

こうした新聞の態度を、当時リベラリストとして福岡日日新聞紙上で筆を揮った菊竹淳は、社説を通じて、「今回の事件に

対する東京大阪等の諸新聞の論調を一見して、何人もただちに観取するところは、その多くが、何ものかに対し、恐怖し、畏縮して、率直明白に自家の所信を發表しえざるかの態度である」と論じた。誰しもが正面からの批判を避ける中、菊竹は一人気炎を吐いた。中でも事件直後に「あえて国民の覚悟を促す」の題で軍部を徹底批判したことは有名である。

一方、軍部を直接批判することのできない新聞各紙は、本事件の遠因となるものが政党、政治家の腐敗にあるとし、「政党が党利党略に没頭して国家を思はざる有様は、近頃に至りますます眼に余るばかりである」等と、先の竹山の回想にあるように、国民がいかに政党による政治に失望しているかという点を強調した。中には、「国民の信頼する如き人物は、却って多く政党以外に存する実情である。故にわが国における政党内閣とは、国家的有為の人物の多くを除けものにして」と政党以外のもの、すなわち暗に軍部を支持する嫌いを持つものも見受けられた。こうした政党批判は、後継内閣問題を論じた社説の中で、さらに激しく行われることとなるわけだが、菊竹はこうした各紙の政党批判も、直接事件そのものを凝視正観するを避け、当面のお茶を濁したものと評しており、「この種事件に対する与論なるものは、明白に歪められた形におかれてある」と断じている。また、菊竹は、事の詳細が今未発表にもかかわらず、犯行に及んだ者の動機を「純情は涼とすることが出来る」とした新聞が多いことに対し、「暗殺そのこと自体が一大罪悪であ

り、心事のいかんを論ずる前に、そのこと自体の排撃せざるべからざるゆえんを、端的に承認することが、今回のごとき事件を将来に予防するゆえんの途である」として批判した。

以上の如く、事件直後の論壇は、形式的な憲政常道論あるいは議会政治擁護論といったもの下になされるものが多く、五・一五事件の巻き起こす旋風に打ち勝つことはできなかったというのが、その実情であった。すなわち、「一般論壇活気なく、非常時下に於ける特別なる考慮と云ふ板面にかくれて真正面より日本の将来、政權の推移に対し勇敢なる論評を試みたるもの少なかりしもの如く」であった。次章に見られるような、後の溢れんばかりの軍部「礼賛」を考えると、こうした「お茶を濁した」形での論評が、結果として、この先の、軍部を支持する余地となったといえよう。

事件後一年が経ち、報道規制解禁も真近となると、紙面は再び五・一五関係の記事で賑わった。軍人と非軍人の法の適用についてや、事件公表作成の話題を中心に、事件一周年を偲ぶ関係各氏の談話や、すでに予審を終えた事件首謀者らの様子を伝える記事などが掲載され、中には被告に対して「弁護願ひ殺到」といった興味深いものも見受けられた。こうした中、昭和八年五月一七日、五・一五事件は一般に公表された。新聞各紙は号外をもって大々的に事件の詳細を報じた。

この前後の、すなわち報道規制解禁から公判開始までのおよそ二ヶ月間の、各紙の社説は、やや冷静さを取り戻したものが

多く、例えば、「動機は手段を正当化せず」、「暴力否定の国家的理規」等のタイトルに見られるように、事件直後に比べ、より強い調子での直接行動否定論が唱えられた。しかし、それはあくまで直接行動そのものを否定しているのみであって、その根元たる軍部批判には及ばず、しかも、事件の背景が公表されたことは、青年将校をして「憂國の至情に出でた一点の私心なきもの」とするきっかけとなり、以降これら二つの相矛盾する要因が、後者中心に唱えられることとなる。また、事件の遠因となる政党が、この一年間「努む可きを努めず、振起す可き氣力を振起さなかつた」とするものが多く、政党の腐敗は、徐々に事件の直接的原因として扱われるようになってきた。こうした状態で、各紙は公判報道を迎えることとなる。次章では、公判過程を通じての各紙の報道に、焦点をあててみたい。

三 公判過程に見る新聞の動静

(一) 陸軍側公判

公判は、昭和八年七月二四日の海軍側を皮切りに開始されたが、ここではまず、判決が最も早く下された陸軍側公判に注目してみよう。事件から一年あまり、その影響はすでに各界に浸透していた。すなわち、軍部に対する恐怖が、暗黙の内に軍部への迎合を生んでいたのである。後に議会において、本事件についての鋭い質問を軍部に對し放った衆議院議員八田宗吉の弁によると、「私は自分の前身が

軍人であり、軍服を着ることが大好きである。然るにあの事件以来、軍服を着た人がああいふ事をしたといふので汽車の中でも、電車の中でも本当に忠良なる軍人諸君が一般の人からおつかないぞと思はれるようになって来た」とある。これによっても、本事件の持つ影響力を伺い知ることができるといえよう。こうした背景のもと、公判は翌二五日から、八回にわたって青山南町第一師団軍法会議法廷で行われた。当時、軍人は、民間人と区別して軍法会議で裁かれるのが常であったが、軍法会議とは、いわば軍内部の身内の裁判ともいふべきものであった。普通の裁判官と同じ知識をもっているのは法務官ただひとりであり、あとは軍部の代弁をするにすぎないものであり、真に公平であるかは疑わしかったといえよう。

予審を経て反乱罪とされた被告ら士官候補生一名は、既に軍籍を除かれたにもかかわらず、法廷での軍服の着用が認められた。これは、当時慣習となっていた法廷での正装の義務にも反しており、明らかに被告を特別視するものである。ところが、この様子を新聞各紙はこぞ「被告の名譽を重んじ様章無し軍服」や、「武士の情け・新装の軍服」等に見出しで報じた。軍服着用疑問を投げかけるものなどまったくなく、むしろそれを奨励するかの如くである。すでに公判記事は被告の擁護に向かっていたといえよう。

以後、結審まで、法廷は被告らの憂國の情を訴える演説場と化した。それを伝える新聞は、様々な見出しで大きく記事を割き、彼らの熱意溢れる陳述を詳細に報じた。例えば、時に涙を流し陳述する被告を「涙を払いつつ『支配階級の腐蝕』痛撃」等と扇情的に報じ

ることが、各紙において一種のブームのようになっていた。また、「至誠の一念に裁判長の腫潤む」等の見出しに見られるように、裁判長ですらもこうした陳述に感動の涙をこらえることができず、被告らに對したわりの声をかける等、同情の気持ちを感じてはしなかつたという点も注目(38)に値する。こうした法廷の様子に同調するのは、少なくとも、少なくなかつた。当時、東京日日新聞に記名記事を寄せていた徳富蘇峰は、「五・一五事件に付て、陸海軍の裁判長が各被告をして、其の所懐を存分に、法廷に於て、開陳せしめたのは、固より当然の事ではあるが、我等は中心より感謝する。現在の世相に於て、我等は之を稀有の美事と云ふを遲疑しない。然り真に美事である」と述べていた(39)。

こうした被告らの陳述の中で、一方的に批判攻撃されたのは、政財界人であつたが、彼らは反論する者もなく、むしろ陰でひっそりほとぼりが冷めるのを待つのみであつた。当時、財界の頂点にあつた三井でさえも、一族を安全な場所へ避難させると同時に、三井財閥の特権を一般市場に公開したほどである。こうして「純真」な被告が前面に押し出されて行く中、同年八月十九日、論告求刑が行われた。これは事件関係者の内、最も早い論告求刑であり、裁判全体を通じての量刑の目安をなすものとして注目された。検察官の求刑は、「被告らの純真さと愛国の熱情を認め」一律八年の禁固刑という軽いものであつた。これに對し新聞は「今ここに量刑の当否について論ずることを避ける」とするものが多く、海軍側、民間側との量刑の差がきぬようにと述べる程度であり、少なくとも正面から

による「たどたどしい片仮名で」書かれたものも五通あつたといふ(40)。こうした熾烈な減刑嘆願運動は、次第に大衆運動化し、そのあまりの熱狂ぶりにこれが思想運動化することを恐れた司法当局が、取締り通牒を出すほどであつた。

また、これまで比較的地方に多かつた減刑運動は、東京でも火がつく。淀橋、渋谷、中野の三区で署名運動が起り、一万六千人が署名した。最終的に「減刑嘆願書は三九万名の署名が師団部に山とつまれ(中略)被告人への慰安の手紙は一人に一日五通でおよそ二千五百通と推定される」にまで至つた。国民はもはや感うことなく被告の味方であつた。そしていうまでもないが、こうした減刑嘆願運動の様子も、新聞は余すところなく伝えていた。

こうした中、昭和八年九月十九日、結審を迎える。一律禁固四年の判決は、被告を、弁護人を、そして何より国民を納得させるのに十分であつた。関係者の中には、「これを動機として後を善くさえすれば却つて禍を転じて福となすの結果が生まれるのであつて事件そのものは額のニキビのようなもので將に飛躍時代に入った健康体の日本にとつては何ら心配するような事態ではないのである」と不用意な発言をする者も見られた。こうして、二カ月にわたる陸軍側公判は、被告らの「感謝の涙」とともに「立派な名判決」と報じられ、その幕を閉じた。

〔一〕海軍側公判

次に、事件の首魁たる海軍側の公判についてだが、こちらでもまた

「刑が軽すぎる」と論じたものはなかつた。また、被告の将来を案ずる、といった論も多くなされ、本来、戒めの意味でなされるはずのこうした批評も、同情的傾向を隠しきれず、「若い被告が、三〇前には国家社会に尽す機会に接する筈。徒に自ら英雄になる勿れ。後生を誤らぬ獄中の修養を望む」とするものが精一杯であつた。求刑に對し、唯一納得しなかつたのは弁護人たちであつた。ある者は「不当過重だ」といい、ある者は「執行猶予を確信した」といって反駁した。こうして彼らの必死の弁護が始まり、法廷は再び涙に明け暮れることになる。「明治大帝の大御心これぞ裁きの範」等と主張する弁護は、劇的といつても過言ではなく、彼らは身を賭してただひたすらに被告の動機を純真さを訴え、当時の政治体制、ひいては社会そのものさえも悪とするまでに至つた。

こうした連日の如き新聞の扇情的報道が、国民に影響を与えないはずもなく、にわかに減刑嘆願を叫ぶ声が高まつてきた。当初は、右翼団体による署名や、その息のかかつたものによる首相官邸や陸省官邸前での切腹等に留まつていたものの、感動した傍聴者らによる署名とこれを扇情的に報じる新聞の影響により、減刑嘆願運動は全国に広まつた。加速度的に増える減刑嘆願書について、八月二十五日付の東京朝日は、「被告十一名の減刑嘆願書は各方面から殺到し二十三日だけでも一萬通を超す有様、二十四日の陸軍側公判廷で平松弁護士から発表されたところによると、嘆願は総數六萬九千五百五十名の多きに達し、弁護士席の机にうず高く積まれた」と伝えてゐる。この中には血書も多く含まれており、また尋常小学校一年生

同様に、センセーショナルな記事で紙面が埋められない日はなかつた。冒頭にも記したように、昭和八年七月二十四日から開始された海軍側公判は、同年九月二〇日まで二〇回におよび、横須賀鎮守府軍法會議法廷にて行われ、その時期の大半が陸軍側公判と重なるため、新聞の紙面は五・一五事件一色となつた。

「嚴肅の法廷に花一輪」と報じられた各被告の白軍服姿は、新聞読者の目にも劇的に映つたに違いない。唯一被告の軍服着用を非難した東京朝日も、わずかに寸言欄で、「血しぶきに彩つた非常時の思ひ出新たに、純白の軍服を許されて海軍軍法會議に出廷する被告、空前の情景、事件は絶後なれ」と書いた程度で、実際に彼らの様子を伝える記事の方では、大きな見出しで「各被告晴れの白軍服」と報じている。このように当時の新聞は、社説と報道記事の間に、喰違ひが見られることが多し。

公判開始後は、陸軍側と同様、国民の涙を誘う大キャンペーンであつた。「鋭い舌鋒を奮つた堂々の雄弁」に、時に「感泣して心情を吐露する」様子を折り混ぜた首魁たる海軍側被告の熱弁は、付随的役割を演じた陸軍側の陳述に比べてさらに具体的に現体制を批判し、「上部構造に癩四つ」元老、牧野、警視總監と財閥や「長い者には巻かれる」出世高官に皮肉／軍人は国防政治に干与せよ等といった見出しが、連日の如く紙面に躍つた。また、有名な「問答無用、射て！」の発言者である山岸中尉や、大善官相に第一強を放つた黒岩少尉、リーダー格である古賀、三上両中尉らの登場は、あたかも「英雄」を迎えるかのようであつた。彼らの陳述は、「流石花

形ぶり発揮⁵⁹」等に見られるようにヒロイックに報じられ、その様子は「眉目清秀の美丈夫⁶⁰」等と報じられ礼賛された。

こうした法廷の熱狂ぶりに対し、海軍山本検査官による論告求刑は、極めて筋の通った冷静なものであった。すなわち、昭和八年九月一日、極刑を含む重刑が被告に對し言い渡されたのである。この論告は、法廷の感傷を排し、五・一五事件を徹底的に批判したものであり、その犯罪性を鋭くついた内容は、「一大教育的文章⁶¹」と讃えられた。しかし、それは社説の中でのごとく、報道記事においては、「死刑⁶²」！その瞬間：満庭呆然！色を失ふ⁶²」等の見出しで、かかる「冷徹な」求刑に對し、反駁し被告を擁護する内容の弁護人の談話や、巷の人の感想が盛んに掲載された。無論、中には冷静な意見もあったが、それが大きく取り上げられなかったことはいうまでもない。また、徳富はかかる求刑に際し、「但だ海軍に於ける檢察官の論告に就いては、世上二三子の如く、我等は無条件に賛辞を呈することはできない。(中略)我等は当初から其の論告が、事件の核心に触れなかったことを遺憾とする」とし、当初、自分はいざらう沈黙を守ろうとしたのだが、ここで書かずにはいられないと考えたので書いた、とその心境を吐露している。当時、こうした感情的な意見が受け入れられる土壌があったことを指し示すよい例である。

右の海軍求刑に對し、弁護人は猛反撃を開始した。陸軍側の量刑が軽いものであったことは、一層彼らに自信を持たせた。赤穂義士や大岡裁判を引合いに出したドラマ性に富んだ弁護は、紙面を見る

のといえよう。

こうした中、昭和八年一月九日、結審を迎える。禁固一五年を最高とする「罪責重大なれど憂國至情を諒とす⁶³」る判決は、「峻厳の中に脈つづ温情⁶⁴」として善め讃えられた。弁護人らは口々に「名判決」とこれを讃え、同期生もまたこれに感謝した。多くが、諸手をあげて「名判決」に酔う中、同じく首相暗殺者である佐郷屋留雄を引合いに、暗に批判を試みるものもあった。その論法は、「動機は同じく憂國の至情に出で、犯行は等しく一國首相の暗殺でありながら、一方既遂未遂の判別し難い佐郷屋青年が死刑となり、他方その場に即死せしめた海軍士官は最高一五年の刑期に止まると云ふ懸隔が、常人が普通裁判に於けると、軍人が軍法會議に於けるとの間に、国法の適用に厚薄あるかの印象を、法律知識に明かでない世人に与ふるならば、其影響は極めて恐る可きものがあるであろう⁶⁵」というものであり、決して力強いものとはいえなかったが、右に述べたように、被告擁護が国民大半数の願いであった当時においては、精一杯のものといえよう。こうして、海軍側公判もまた、「美談⁶⁶」の内にその幕を閉じたのである。

(三) 民間側公判

最後に、民間側公判についてだが、開廷は昭和八年九月二六日、すなわち、既に陸軍の判決が下り、海軍の最終弁論も一週間前に終わっていた。軍法會議といった「特別な場」で裁かれることのない彼らは、東京地方裁判所で普通刑法に従って裁かれることとなる。

国民にとっても、痛快であったことだろう。「埋れ木を覚悟で国民に先行⁶⁶」し「政治闘争でなく正義に従った⁶⁶」被告に對し、「恐らく犬養氏の靈も重刑を望まず⁶⁷」等と語る弁護人らの舌鋒は、ますます冴えるばかりであった。

また、これに加えて被告の同期生らが熾烈な減刑運動を開始したことも注目すべきである。いわゆる彼らクラス会は、随所に会合を開き、集団で決起して裁判長宛に決議文を送る等の運動を通じて、減刑を求めた。また、中には、法廷となっている横須賀鎮守府の野村長官に、泣いて減刑を訴える者もあった。ただならぬ海軍部内状況を憂慮して、野村長官は減刑運動自重の訓示をしたが、それだけでは一度火のついた同期生らを抑制することができず、翌日、大角海相が再度全海軍に訓令を出すという事態にまで至った。この時点で、被告擁護の風潮は最高点に達したといえよう。

しかし、こうした中、わずかだが批判を試みた記事もあった。報道記事の大きさに比せば、とるに足らない寸言欄のわずか一行であるが、かかる公判の様子を、「太平洋で決戦する使命の海軍側、法廷で泥試合は情ない⁶⁸」としている。これは恐らく、首相暗殺を果たし、その上、法廷という「演説」の場を与えられた被告らにとって、既にその本懐は果たされたのであるから、「武人ならば深く刑に服せ⁶⁹」という意味でなされたものであろう。しかし、被告や弁護人らの「国民皆泣きぬれぬ⁶⁸」熱弁を「泥試合」と評したことは、注目に値する。わずか一言に含まれた批判であるが、こうした批判が、事実上、五・一五事件以降困難になることを考えると、注目すべきも

民間側公判において、最も注目された点は「擬律の統一」であった。先に佐郷屋の例があげられたことを示したが、ここで、当時通例となっていた軍刑法と普通刑法の差に改めて焦点が当てられ、その罪名の決定において、軍人と同一とみなすか否かを論じられることとなる。しかし、結局、軍刑法による反乱罪は適用されず、軍側とは一線が引かれる形となった。軍部という後盾を持つ軍人たちの刑が軽くなることを予測した司法省にとって、何らかのかたちで司法権の独立を守るためには「いけにえ」が必要であり、民間側被告はその格好の材料であった。また、軍部も、軍人の決起はよくわかるが、民間側の決起はよけいなことだという認識を持っており、司法部との利害が一致した。軍部が主で民間が従といった軍部優先的思考が、公判廷において如実に現れたことについては既に見た通りである。

こうして、あくまで民間人として審理された被告らであるが、特筆すべきは、紙面における扱いが、陸、海軍公判と比べて明らかに小さくなったということである。無論、センセーショナルな報道がまったくなされなかったわけではない。「政見財閥に毒され農村は生き地獄⁶⁶」等のように、農村の疲弊と社会の腐敗を、時に涙まじりに切実に訴える被告の姿を新聞は報じている。しかし、国民は既に両軍の涙の大キャンペーンに泣き疲れていた。また、公判開始直後に、減刑嘆願書を裁判所が受理しないことを決めたことも被告らにとっては不幸な出来事であった。これにより、減刑嘆願に對する国民の熱は冷め、自然、裁判への関心も薄くなっていったといえる。

論告求刑はこうした背景のもと、昭和八年一〇月三〇日に行われた。無期懲役を筆頭に最低でも七年の刑を求刑された被告らに対し、にわかには減刑の声が高まるが、それは弁護士団などいわゆる「身内」のレベルにおいてであり、かつての軍人側裁判のような熱狂ぶりをそこに見出すことはできない。「軍人なるが故に軽く、常人なるが故に重し」との批判の声も新聞にあがったが、報道記事にセンセーショナルリズムを欠いた状況下では、その影響力もわずかなものでしかなかったといえよう。結局、昭和九年二月三日、恩赦を見越した形での判決が下された。ほぼ求刑通りの判決は、擬律の疑問を残したまま、立消えるかのようにその幕を閉じたのであった。

四 おわりに

以上の如く、新聞は、五・一五事件の公判を扇情的かつ同調的に報じ、事件を拡大した。それは、事件勃発直後に見られた直接行動否定論を掃いて余りあった。これ以降、軍人は「動機が正しければ何をしてもよい」という認識を持つこととなり、その自信を一層深め、それが後の二・二六事件、果ては後の「軍国主義」日本の温床となった。一方、先に見たような当時の新聞の報道記事重視の姿勢は、新聞の「報道化した評論」といった性格を濃厚にし、新聞を「世論を煽り、世論をつくる」一種の特権機関的存在にした。しかし、それが結果として「軍部への服従」という形で、後に自分自身の首を絞めることとなる。当時、時事新報社長であった武藤山

治は、五・一五事件の公判報道をめぐる、各紙の火が付き始めた頃、こう警告している。

「しかして青年將校をして此挙に出でしめたる其動機から離れて今回
の如き事件の発生に対し私は新聞紙の責任について一言したい、世界大
戦以来我國の新聞紙は全く其魂を失った、彼等は新聞紙といふ絶大なる
武器を振つて縦横無尽に荒れ狂った、今日我國に於て非難される世相に
對して新聞紙は大部分の責任を負はねばならぬ、今回の事件に對しても
誰か新聞紙に其責任なしと言ひ得るものがあらうか。私が此際特に新聞
紙に向つて言及せる所以は新聞紙なるものが社会の中にありながら、い
つも自分は社会から超越せる一種の特権機関の如く振舞ひ、自らを省み
自らを責むることを為さず常に他を非難して得たりとするに對し其責任
を促さんかためである。」

しかし、こうした警告に耳をかす者はなかった。そして、それが、日本の言論界の将来を決定つけたのである。

- (1) 「政党内閣か拳国内閣か」(『東日』、昭和七年五月一九日付)。
- (2) 詳細は、中村隆英「昭和史」(『東洋経済新報社』、一九九三年)一七七一―二頁参照のこと。
- (3) 竹山道雄「昭和の精神史」(講談社学術文庫、一九八五年)四五頁。
- (4) 保阪正康「五・一五事件」(童思社、一九七四年)三三五頁。同書は、マスメディアがいかに五・一五事件を扇情的に報じたかを多角的に分析している。本稿執筆にあたって非常に参考となった。
- (5) 荒瀬豊「日本軍国主義とマスメディア」(『思想』、一九五七年九月号)四二頁。
- (6) 一九三二年三月末で、ラジオ受信者数は七八万弱、普及率は全国世帯数に對して六・一%に過ぎなかった(『島海靖』「対外危機における日

頁)。

- (7) 桐生悠々「皇軍を私兵化して國民の同情を失つた軍部」(『畜生道の地球』所収(中央公論社、一九八九年))。なお、序論執筆にあたり、玉井清「巻頭言」(『近代日本政治資料』一五・一五事件と日本のマスメディア)所収(慶応義塾大学法学部政治学科玉井清研究会、平成五年)を参考にした。
- (8) 内務省警保局図書課「出版物を通じて見たる五・一五事件」(『出版警察関係資料集成第七集』所収(不二出版、一九八六年))五八三頁。正確には応急的措置として事件勃発直後、すなわち五月五日午後六時三〇分に、新聞記事差止めが行われている。詳細は同書、五七八―八二頁参照のこと。
- (9) 新聞記事差止め解除に関する件(昭和七年五月二六日)
本月一六日附通牒の不穩事件に関する記事差止めは本日陸、海軍当局より左記発表の限り之を解除す此の旨管下各社に傳達相成度
記

陸軍省発表事項

帝國国内の現状に憤激し非常手段に訴へ今次の不穩事件を引起したる一味に干与せる陸軍側人員は陸軍士官学校の在学中の士官候補生一名にして事件後直に全員東京憲兵隊に白首したるを以て目下憲兵隊に収容取調中なり

海軍省発表事項

首相官邸其他に於ける今次の不穩事件に干与せる海軍側人員は海軍中、少尉六名にして内一名は予備役に在る者なり事件後直ちに全員東京憲兵隊に白首したるを以て目下憲兵隊に収容取調中なり

(前掲『出版物を通じて見たる五・一五事件』五八三頁)。
また、この後も新聞記事差止めや新聞記事取締に関する通牒は、解除

を繰り返しつつ幾度か行われている(本事件に関する最終的な記事差止め通牒は、昭和八年九月一七日)。詳細は同右、五八四―九一頁参照のこと。

- (10) 「速やかに帝都の不安を除け」(『東朝』、昭和七年五月一七日付)。
- (11) 「大憲首相の死を悼む」(『読売』、昭和七年五月一七日付)。
- (12) 「社会不安と後継内閣」(『時事』、昭和七年五月一七日付)。
- (13) (11)に同じ。
- (14) (10)に同じ。
- (15) 「國軍の威信」(『時事』、昭和七年五月二日付)。
- (16) 「憂愛事件と与論」(『福岡日日新聞』、昭和七年五月一九日付(木村栄文「六波菊竹」所収(『葦書房』、昭和五〇年))。当時、菊竹は福岡日日新聞の主宰であり、信濃日日新聞の桐生悠々とともに、数少ない五・一五事件を正面から批判した人物として有名である。
- (17) 「あえて國民の覚悟を促す」(『福岡日日新聞』、昭和七年五月二七日付(同右、所収))。
- (18) 「不穩事件と政局」(『東日』、昭和七年五月二七日付)。
- (19) 「政党内閣か拳国内閣か」(同右、昭和七年五月一九日付)。
- (20) (16)に同じ。
- (21) 同右。こうした一連の菊竹の軍部批判に對し、帝國陸軍は執拗な脅迫を展開した。全日本新聞連盟他編「新聞大観」(新聞時代社、昭和四八年)によると、「まずその最初は、久留米第十二師団の井上參謀からであった。彼は直接福日幹部を電話に呼び出し、文字どおりカミつくように警告し、その一方では福日久留米支局長に司令部に出頭を命じた。そして出頭した丹沢記者に向つて、社説の取り消しを命じ『軍部を攻撃するような輩はヒストルで射殺する』と脅迫している。(中略)そして社説の出た翌日ごろから、まことに軍人らしい兇戯に

も劣る行為であるが、爆撃機を福日社屋の上に旋回させ、ときには、急降下するなどの威嚇行為もやった」とある(二八九頁)。なお、こうした軍部の福日に対する圧力については、前掲『六鼓菊竹簿』五一―一五頁にも詳しい。

- (22) 前掲「出版物を通じて見たる五・一五事件」、五三―一頁。
- (23) (9) 参照のこと。

(24) 特に、民間人に対する法の適用について、軍部と司法部が対立したと考えられる(詳細は、本稿第三章参照のこと)。また、事件公表文の作成にあたっては、軍部が修正要求を出す(『東日』、昭和八年五月一日付)等、様々な確執があった。こうした動きを、時事新報はコラム「時事小観」の中で「内閣、政党、軍部、司法部、寄つてたかつて、五・一五事件を拡大せんとしている、かに見えるではないか」(昭和八年五月二二日付)とたしなめている。(25) 「部内同情者の弁護願ひ殺到(海軍側)」(『読売』、昭和八年五月一八日付)。他にも「われこそ『非常時雄舌』に、陸軍側被告に弁護希望殺到」(『東日』、昭和八年五月二一日付)等が見られた。

- (26) 「動機は手段を正当化せず」(『時事』、昭和八年五月一八日付)。
- (27) 「五・一五事件の全貌に接して」(『暴力否定の国家的理拠』(『東日』、昭和八年五月一八日付)。
- (28) 「五・一五事件以来、簡年」(『時事』、昭和八年五月一六日付)。
- (29) 馬場恒吾「政界にも春来る」(『読売』、昭和九年二月五日付)。
- (30) 前掲『五・一五事件』三二―一八九頁。
- (31) 『東日』、昭和八年七月二五日付。
- (32) 『時事』、昭和八年七月二五日付。
- (33) 『東日』、昭和八年七月二八日付。
- (34) 『東日』、昭和八年八月四日付。

(35) (30) にあるように、軍法会議特有のものといえよう。

(36) 徳富蘇峰「天下の公正」(『東日』、昭和八年九月二〇日付)。

(37) 詳細は前掲『五・一五事件』三三六―三七頁参照のこと。

(38) 『東朝』、昭和八年八月二〇日付。

(39) 「五・一五事件の論告求刑」(『読売』、昭和八年八月二〇日付)。

(40) 「時事小観」(『時事』、昭和八年九月一〇日付)。

(41) 『東日』、昭和八年八月二二日付。

(42) 日本国民社による減刑嘆願書(名二万四千通が陸相宛に提出された(前掲『五・一五事件』三三三頁))。

(43) 「陸相官邸で辻褁切腹」(『時事』、昭和八年五月二〇日付)。「時局に憤慨」し首相官邸で切腹(『東日』、昭和八年七月三〇日付)。実際は両事件とも未遂であり、切腹騒動といった方が適当である。他に過激なものとしては、陸相宛に切り落とした小指九本を送り、減刑を嘆願するものが見られた(『読売』、昭和八年八月一九日付)。

- (44) 「傍聴者感動、減刑運動」(『東日』、昭和八年七月三〇日付)。
- (45) 「殺到の減刑嘆願六萬を突破す」(『東朝』、昭和八年八月二五日付)。
- (46) 「七萬通の嘆願書、中に尋常一年生五名」(『東日』、昭和八年八月二五日付)。嘆願書には「ホノナサケデュルシテアゲテクダサイ」と書かれていたとあるが、当時、学校の教師が生徒に嘆願書を書かせるケースもあったという(前掲『五・一五事件』三四六―七頁)。
- (47) 「不穩分子策動に備へ」(『読売』、昭和八年八月二六日付)。
- (48) 被告に地方農村出身者が多かったからと考えられる。
- (49) 「二萬六千名が減刑嘆願署名」(『東朝』、昭和八年八月二九日付)。
- (50) 前掲『五・一五事件』三三三頁。なお、減刑嘆願書数詳細は、同書三三三―三三頁参照のこと。

(51) 「断罪「四年の波紋」関係者の声を聴く」(『読売』、昭和八年九月一〇日付)。

(52) 『東朝』、昭和八年九月一〇日付。

(53) 「意気は肩章に」(純白、名残の軍服)「敵軍の法廷に花」(『東日』、昭和八年七月二五日付)。

(54) 「今日の問題」(『東朝』、昭和八年七月二五日付)。

(55) 「法官威儀を正敵蕭張の法廷」各被告暗れの白軍服、同右。

(56) この点について、島海氏は、満州事変をきっかけとして各紙が、社説では協調外交や軍縮政策を支持しつつも、報道記事では「満蒙の危機」を国民に強く訴え、政府の外交政策の失敗を非難する調子のものが多くなってきた、と分析している(前掲「対外危機における日本の新聞論調」二四四頁)。

- (57) 『読売』、昭和八年八月二三日付。
- (58) 『東日』、昭和八年八月二四日付。
- (59) 「五三三落、三三三の響」黄金選挙を痛撃／三上中尉の熱弁党弊を打ち流石花形ぶり発揮(『東日』、昭和八年八月五日付)。
- (60) 『時事』、昭和八年八月二一日付。
- (61) 「山本検察官の論告」(『大教育的文章』(『東日』、昭和八年九月二一日付)。
- (62) 『読売』、昭和八年九月二一日付。
- (63) (36) に同じ。
- (64) 「水戸、赤穂義士と異り被告に一片私心なし」(検察官は武士の情を知らず」(『東日』、昭和八年九月二三日付)。「全国民が納得する大岡裁判で臨め」(『読売』、昭和八年九月二五日付)。

こうした例えは、陸軍側公判においても盛んに行われた。

(65) 『東朝』、昭和八年九月二六日付。

(66) 同右、昭和八年九月二七日付。

(67) 『読売』、昭和八年九月二四日付。

(68) 「怒る海軍将校、随所に命令を開く」(『東日』、昭和八年九月二四日付)。「軍令部の中堅将校、論告排撃に起つ」(『東朝』、昭和八年九月二五日付)。

(69) 「統制を紊る勿れ」と野村長官の訓示(『東日』、昭和八年九月二六日付)。

(70) 「海相情勢を憂慮」(『全海軍に訓令す』(『東朝』、昭和八年九月二七日付)。

(71) 「時事小観」(『時事』、昭和八年九月二〇日付)。

(72) 『東日』、昭和八年九月九日付外。

(73) 「五・一五事件の海軍側判決」(『時事』、昭和八年九月二〇日付)。

(74) 前掲『五・一五事件』三二八頁。

(75) 『東朝』、昭和八年九月一日付。

(76) これは民間側への嘆願書を対象にしたものではなく、ある傷害致死事件による大審院の判決の中で決められたものである。詳しくは前掲『五・一五事件』三四九頁参照のこと。

(77) 「時事小観」(『時事』、昭和九年二月四日付)。

(78) 昭和九年二月一日の皇太子殿下御生誕による恩赦のこと。

(79) 前掲「対外危機における日本の新聞論調」二四四頁。

(80) 武藤山治「五・一五事件と其責任」(『時事』、昭和八年七月二八日付)。

追記 本稿の作成にあたっては、慶応義塾大学法学部・玉井清助教授より懇切な御指導を頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

追記・二 本稿は、平成五年度三田祭において、法学部玉井清研究

会第一期生が共同調査により発刊した資料集『近代日本政治資料①—
五・一五事件と日本のマスメディア—』に基づくものである。ここ
に編者氏名を記して感謝したい。入間川泰幸、小笠原崇、齋田行宏、
林雄一郎、広瀬圭一、安永浩章、若井慎裕、市川貴浩、久嶋美乃里、
マイケル・J・ブルック（敬称略）